

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書

大阪市（都島区役所）（以下「甲」という。）とHOYAアイケアリテイリング合同会社（以下「乙」という。）は、大阪市都島区内においてコンタクトレンズ空ケース（以下「空ケース」という。）を回収し、廃棄物の減量及び資源化に資することを目的として、以下のとおり、空ケースの回収に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪市都島区において排出される空ケースの回収について、甲及び乙が相互に協力することにより、資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

（実施事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

- （1）空ケースの回収について、区民等へ啓発すること。
- （2）乙が提供する空ケースを回収する設備（以下「本件設備」という。）を大阪市都島区内に所在する公共施設へ設置すること。なお、設置した場所については、甲から乙へ別途通知する。
- （3）回収された空ケース（以下「本件ケース」という。）を、乙の指定した運送会社を利用して乙の指定する処理施設へ送付する手続きを行うこと。
- （4）本件設備内に本件ケース以外の投入物があった場合は、適切に処理を行うこと。
- （5）本件設備の清掃等の日常的な維持管理を行うこと。

2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

- （1）本件設備の提供、交換、修理及び撤収。
- （2）前項（3）の送付にかかる費用を負担すること。
- （3）本件ケースの重量を甲へ報告すること。
- （4）乙の指定する処理施設との間で、前項（3）により送付された本件ケースの受け入れ態勢を整えておくこと。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各項に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(秘密保持)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施にあたって、双方相手方から秘密保持の対象となる旨を書面その他の方法により明示された情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定に基づく事業実施のためのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、第三者への開示に正当な理由があり、事前に、書面にて相手方から当該開示の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても引き続きその効力を有する。

(本協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から、特段の申し出がないときは、本協定は、同一条件で1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(法令及びコンプライアンスの遵守)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、法令等を遵守するとともに、「HOY Aサプライヤー行動基準」(理由の如何を問わず、基準の内容が変更された場合は当該変更後の基準を含む。以下同じ。)に規定する事項を遵守し、公正かつ適正な履行をしなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年6月22日

甲 大阪市都島区中野町2丁目16番20号
大阪市 協定締結担当者
都島区長 藤岡 慶子

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
HOYAアイケアリテイリング合同会社
代表 竹中 彰